

第6回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和4年8月15日（月） 午後1時30分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和4年8月15日（月） 午後1時57分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 太田豪	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員（3人）

- 4番 棟方廣光
- 7番 太田豪
- 12番 瓜田良一

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
- 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
- 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
- 議案第19号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
- 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 下山敏	総括主幹 貴田尚人	主事 蒔苗一輝
-----------	-----------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時30分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第6回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、2番成田春光委員と10番長内悟委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第16号から議案第19号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第16号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事 務 局 議案第16号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。
農地法第5条第3項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件は1件です。まず、議案の訂正をいたします。譲渡人と譲受人の行政区の漢字表記が、間違っております。派遣「達」の漢字が「立」の漢字になりますので、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。
それでは、場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。黄色で色がつけられた部分が今回の申請地ですけれども、土地の表示は、〇〇字〇〇285番3です。地目は田となっておりますけれども、現況は雑種地で、面積の方は317㎡となっております。申請理由は、一般住宅の建築となっております。この申請地は、鶴田町の用途地域の区分では第一種住居用地となっておりますので、農地区分については第3種農地となります。
第3種農地は、市街地区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、政令で定めるものとなっておりますので、今回の申請は許可相当と認められます。以上です。

議 長 それでは、議案第16号について、現地調査した委員から報告をお願いします。
10番、長内悟委員。

長内委員 はい、10番の長内です。
それでは、報告をいたします。8月4日、貴田委員、事務局と現地調査をいたしました。転用する農地は、〇〇〇〇の南にある農地です。転用目的は住宅の建築との事です。面積は317㎡になっています。申請地の周りは、東は住宅があり西側は農道と水路、南側は分筆後に残った農地、北側は町道に面しており、転用に問題は無いと認められます。以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第17号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
13番、貴田徳正委員。

貴田委員 はい、13番貴田です。それでは、報告いたします。
去る8月4日、長内委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件、使用貸借が1件です。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議 長 それでは、議案第17号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は4件です。No.1からNo.4について、説明いたします。令和4年7月15日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が2件、贈与が1件です。

農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第18号について、事務局より説明願います。

事務局 　　議案第18号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は1件です。農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間は記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第19号について、事務局より説明願います。

事務局 　　議案第19号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第16号から議案第19号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第12号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第12号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第13号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1、No.2については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時41分)

【暫時休憩】

議 長 再開します。(午後1時57分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第6回鶴田町農業委員会総会を閉会
いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時57分)

まず最初に、議案第31号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。

農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は1件です。

場所につきましては、配付している資料の「第8回総会議案第31号第5条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,736㎡です。

申請理由は、事業用の駐車場用地であり、農地区分は第1種農地です。

それでは、議案第31号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
13番、瓜田委員。

はい、13番瓜田です。

去る10月5日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査をいたしました。

この場所は、横蒔ふれあいセンターから東側へ300mの辺りに位置し、県道横蒔・大俵・板柳線に面している畑の転用申請であります。

申請地の面積は、1,736㎡です。転用目的は、駐車場用地であります。周辺は住宅地であり、また、申請地の西側に接している農地は、今回申請者が第3条で取得予定の農地でもあり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。